

## 「鳥取県障がい者プラン」の改定について

平成29年12月21日

鳥取県障がい福祉課

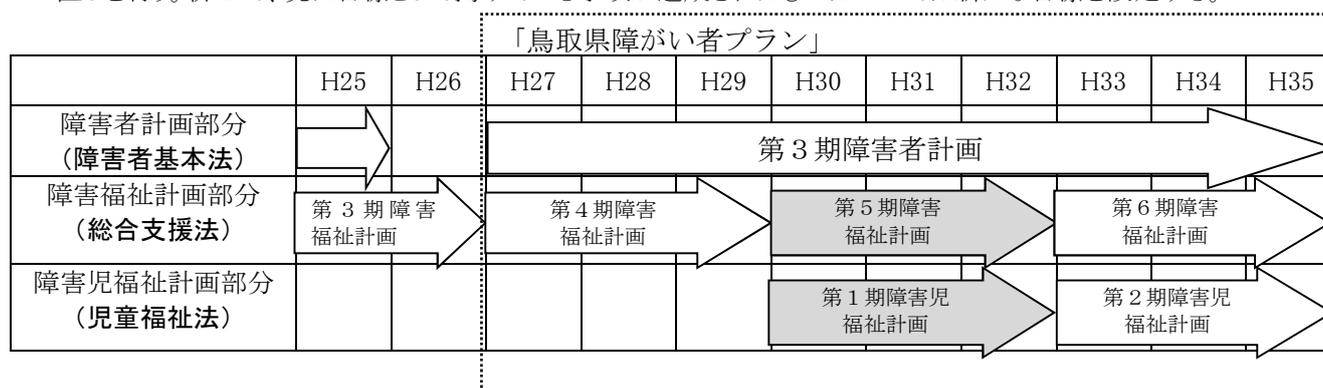
○第1回平成29年度鳥取県障害者施策推進協議会で報告したとおり、現在、「鳥取県障がい者プラン」の改定作業を行っているところです。

○今回、「障がい者プラン」のうち、障害者基本法に基づく「障害者計画」に関する部分について、別添のとおり資料配付をさせていただきます、委員の皆様の意見を頂きたいと考えています。（障害福祉計画及び障害児福祉計画に関する活動指標・成果目標については、県地域自立支援協議会において意見聴取済）

## 1 概要

鳥取県障がい者プランについては、平成27年3月に現行プランを策定し、プランに基づく取組を進めているところである。（プランの期間：平成27年4月～平成36年3月）現在、以下の観点で今年度鳥取県障がい者プランの改定作業中。

- ・ 県障害福祉計画の定期的見直しの時期に当たり、策定指針となる国の基本指針の改定がなされたことにより、本県の障害福祉計画の見直しを行う。また、児童福祉法の改正により、障害児福祉計画の策定が義務づけられたことから、新たに「障害児福祉計画」の策定を行う。
- ・ 「あいサポート条例」の制定に伴い、現在進めている障がい者施策をより力強く前進させるため、障害者計画の一部見直しを行う。併せて、既に目標として掲げている事項が達成されたものについては新たな目標を設定する。



## 2 全体的な方向性(案)

- 地域社会で障がいのある人が暮らすために障壁(バリア)となっている事由の解消を、様々な施策を通じて、他機関や圏域、市町村との協働や協議を行うことを重視する。
- 障がい児に関する施策の充実を目指すとともに、相談支援事業を核とした障がい福祉サービスの充実や人材育成に関する施策を進めることにより、地域社会で生活する施策を更に充実させる。また、医療的ケアを要する障がい児者の支援に関する協議会等の設置を進めることにより、今までの施策を前身させる。
- これまで進めてきた施策(例：障がい者虐待防止)の検証を行うことを明記するなど、施策のモニタリングや新たな施策を検討する場を明記・設定する。また、プラン策定後に一定程度進捗のあった事項について、ニーズに基づいた新たな目標設定を行う。(例：盲ろう者の実態把握→盲ろう者支援センターを核とした支援体制の確立)
- 障害(児)福祉計画に関する活動指標や成果目標(例：入所施設からの地域移行者数)については、一律に国の定める指針どおりではなく、地域の実情に合わせた現実的な目標設定をすると同時に、これまでの総括を記載し、今後取り組むべき施策を検討することとする。

## 3 今後のスケジュール

- |       |  |
|-------|--|
| 30年1月 | ・プラン(案)の施策協・自立協委員へ文書等により意見照会<br>・パブリックコメント及び電子県民アンケートの実施(3週間程度)<br>・市町村等へ修正案提示 |
| 2月～3月 | パブリックコメント等を受けた最終案について、第3回施策協・自立協で最終確認  |
| 4月    | 改定障がい者プラン施行  |